

第 33 回 議員定数等議会改革推進特別委員会

日 時：令和 3 年 8 月 17 日(火)

13 時 00 分 ～ 時 分

場 所：全 員 協 議 会 室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重議事係長

議 題

- 1 行政視察報告の実施について
- 2 予算決算委員会のあり方について
(決算審査後の附帯意見作成の流れについて)
*6 月 11 日の議会運営委員会を受けて
- 3 政策サポーター制度について
- 4 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 全員協議会室

1. 行政視察報告（行政視察レポート）について

1. 行政視察の目的・意義の明確化

（1）視察とは

議員が議案の審査あるいは当該地方公共団体の事務（行政課題）または議会運営等に関して必要な調査を行うために、国及び他の普通地方公共団体、その他関係機関・施設等に赴き、現地の見学、説明の聴取、資料の収集等を行うこと。

（2）視察の種類

①公務（委員会）としての視察

議会または委員会の議決に基づき、議会活動として行われる委員会視察

②政務活動としての視察

政務活動費を充当し、政務活動として行われる議員個人または会派の調査活動

（3）行政視察の位置づけ

行政視察を市政に関する課題解決のためのプロセスの1つとして位置付け、最終的には政策立案や政策提言につなげることを目標とする。

①行政課題の抽出・市民意見の聴取（議会報告会、地域井戸端会等）

→②課題設定（委員会における所管事務調査、取組む重要テーマ）

→③行政視察（②の課題に沿った参考となる先進地を選ぶ）

→④考察

→⑤政策立案・政策提言

2. 行政視察報告（行政視察レポート作成）の実施要領

＜議会基本条例 第13条2項＞

委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。

（1）目的

各委員会等が行政視察後に視察先で得た知見等について協議・研究し、必要に応じて政策に反映させる議論が必要である。また、議会全体でその内容を共有し、執行部はもちろんのこと、市民への説明責任を果たす。

（2）報告対象と報告方法

視察の種類		報告先	報告方法
公務	議会運営委員会 常任委員会 特別委員会	議員・執行部	全員協議会・ホームページ
		市民	ホームページ
政務活動	個人・会派	議員・執行部・市民	ホームページ

※会派・個人の政務活動による視察報告は、会派・個人が判断し議会全体で共有する必要があると判断した場合は、議員・執行部へ全員協議会で報告することも可とする。

(3) 内容

公務としての行政視察の場合、委員派遣報告書（従来から作成している書面での報告書）は正副委員長が主体となり、委員会としてまとめる。

今回、新たに検討した行政視察レポートは、委員派遣報告書をベースに、プレゼンテーション形式のわかりやすい資料とし、議員・執行部へ全員協議会において報告する。また、ホームページで公開することにより、市民にも情報提供するものとする。

①委員派遣報告書（従来から作成している報告書：統一書式とする）

* 報告書の提出期限は、調査研究活動報告書（政務活動費使用）が、14日以内に議長に提出することとなっている（政務活動費の交付に関する細則）ため、同様としている。

【内容】

1. 期間 2. 場所及び目的 3. 精算額 4. 派遣委員名
5. 調査の概要
 - ①視察日時・視察先、②視察（調査）事項、③視察目的、④視察先の概要、
 - ⑤視察内容（視察先の取組・事業概要）、⑥委員会の考察

②行政視察レポート（議員・執行部・市民への情報提供用）

委員派遣報告書を活用し、委員会の考察を踏まえ協議し、わかりやすい資料（パワーポイント等による）を委員会で作成する。

【内容】 * 委員派遣報告書の中の「調査の概要」から必要部分を抜粋

- ①参加委員名 ②視察日時・視察先 ③視察（調査）事項 ④視察目的
- ⑤視察先の概要 ⑥視察内容（視察先の取組・事業概要） ⑦委員会の考察

③議員・執行部・市民への報告

- ・ 委員派遣報告書については、従来どおり議長へ報告後にホームページで公開する。
- ・ 行政視察レポートについては、行政視察実施後（委員派遣報告書を議長へ提出した後）の全員協議会において速やかに報告を行い、ホームページで公開する。

□ 検討事項 1 決算審査後の附帯意見作成の流れについて

【提案の背景】

- 決算認定で、対象が数百件に及ぶ事業に附帯意見をつけず「認定」とする議員が相当数存在する現状の改善
- 審査後に各議員が意見を記載し、後日正副委員長が作成、全委員で協議という現在の流れでは議員の理解が深まらない。改善のため、少人数で意見の出やすい状況をつくるために、常任委員会単位での意見集約を加え、その後全委員で作成する。→**常任委員会単位での意見集約にこだわるものではないとのこと**

(※7月15日の議員定数等議会改革推進特別委員会で確認)

【現在の附帯意見作成の流れ】

- ①委員会審査（3常任委員会の関係ごとに審査）
- ②産業建設委員会関係終了後に休憩（約30分）をとり、委員に配布していた「決算審査 委員のまとめ」を記入・提出してもらう
 - *その日の委員会関係分の審査終了後にその都度、記載しておくよう依頼している
- ③採決（産業建設委員会関係の審査終了日）
 - *令和2年度は、採決前に自由討議を行う事項があるかどうかを諮ってはいるが、「なし」ということで実施していない
- ④委員から提出された意見をもとに、正副委員長で原案作成
- ⑤予算決算委員会を後日（附帯意見協議日）開催し、附帯意見の協議・調整・決定（正副委員長案について、委員に意見を求め、修正等を行い決定する）

事例【令和2年9月 予算決算委員会会議録を抜粋】

委員長：議案第〇号 △△会計決算認定について、認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長：ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、以上で採決は終了いたしました。

先ほど委員のまとめを提出していただきましたが、その中で全て認定で附帯意見をつけるという方が6名いらっしゃいましたので、この決算審査の結果について附帯意見をつけて全て認定とすることにさせていただこうと思いますが、これについてご異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長：附帯意見のテーマにつきましては正副委員長に一任をさせていただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長：それでは、正副委員長で附帯意見のたたき台を作成し、それを基に〇月〇日の委員会において委員の皆さんのご意見を聞きながら完成させたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【検討案】

決算審査について、採決の前に議員間で自由討議を実施し、問題点等があれば委員間で共有し、必要に応じて、附帯意見等をつける。

* 前回の特別委員会での議論を経て②と③の過程を入れ替えた（青字が追記修正部分）

①委員会審査（3 常任委員会の関係ごとに審査）

- ②産業建設委員会関係の審査終了後に休憩（約 30 分）をとり、委員に配布していた「決算審査 委員のまとめ」を記入・提出してもらう
提出された委員のまとめをタブレットに配信し、内容を委員間で共有する
- ③提出された委員のまとめを踏まえ、不認定とした理由、附帯意見や指摘事項の内容、附帯意見や附帯決議の必要性等について、全委員で自由討議を行う

* ここで附帯意見を付けるかどうかの方向性が確認できれば、その後（採決時）の流れがやりやすい

【自由討議の目的】 自由討議実施要領 第 2 条

問題点を浮き彫りにし、様々な観点から論点を整理し、委員間の理解を深めた上で議論を尽くして合意形成に努める
→委員間での意見の一致点や対立する論点をより明確にする

◆自由討議の議題（何について、どのように自由討議を行うか？）

（例 1）委員のまとめに「不認定」とする意見があれば、その理由について自由討議する

（例 2）委員のまとめを見て、正副委員長で附帯意見のテーマ（柱）をいくつか作り、そのテーマごとに自由討議する →正副委員長の負担

（例 3）委員のまとめに記載されている意見について、一つずつ自由討議する
→提出件数にもよるが、全て行うと時間がかかる

（例 4）委員のまとめに記載されている意見について、委員長又は委員が必要と判断したもののみ自由討議する

→必要と判断されなかった意見の扱いをどうするか^{の整理が必要になる}

→④採決（産業建設委員会関係審査日）

* 附帯意見を付けるかどうかを諮る？（従来は付けることを前提としていた）

→⑤附帯意見を付けることになった場合、②の「決算審査 委員のまとめ」と③の自由討議の結果を踏まえ、正副委員長で附帯意見の原案作成

→⑥予算決算委員会を後日（附帯意見協議日）開催し、附帯意見の正副委員長案について全委員で自由討議（附帯意見の協議・調整）を行い、決定する

【参考】**浜田市議会自由討議実施要領****(趣旨)**

第1条 この要領は、浜田市議会基本条例(平成23年浜田市条例第34号)第11条に規定する自由討議の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び場)

第2条 自由討議は、問題点を浮き彫りにし、様々な観点から論点を整理し、議員間又は委員間の理解を深めた上で議論を尽くして合意形成に努めることを目的とする。

2 自由討議は、本会議、委員会又は浜田市議会会議規則(平成17年11月17日議会規則第1号)第107条に規定する協議等の場(以下「本会議等」という。)において実施することができるものとする。

(議題)

第3条 自由討議の議題は、議員又は市長から提案された議案及び市民から提出された請願又は陳情とする。

2 議長、委員長又は会長(以下「議長等」という。)は、前項の議題の他にあらかじめ会議に諮り自由討議に付すべき議題を決定することができるものとする。

(開始)

第4条 自由討議は、議長等、委員又は議員の発議又は議員の動議により開始する。

2 前項の場合において、自由討議を発議し、又は動議をする場合は、当該自由討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。

3 前条第1項における自由討議は、採決の前に行うものとし、自由討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長又は委員長が必要と認める場合は、この限りでない。

(発言者等)

第5条 発言者は、議長等が指名するものとする。

2 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関及びその職員は、自由討議に加わらないものとする。ただし、議長等から発言を求められた場合及び許可を得た場合は、この限りでない。

(発言の禁止)

第6条 議長等は、委員又は議員の発言が不適切又は不穏当と認めたときは、発言について注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(自由討議時間等)

第7条 自由討議は簡潔に行うこととし、議長等は必要があると認めたときは時間や回数等に制限等を加えることができる。

(記録及び会議の公開)

第8条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議又は委員会、全員協議会の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年3月17日から施行する。